

● 65歳以上の方またはその属する世帯の生計維持者がつぎのような事情がある場合には、保険料を減免または徴収を猶予することができません。

- ① 震災などの災害により住宅、家財などに著しい損害を受けたとき
- ② 死亡または心身に重大な障害を受け、もしくは長期入院により収入が著しく減少したとき
- ③ 事業の廃止や失業などにより収入が著しく減少したとき
- ④ 干ばつなどによる農作物の不作、不漁などの理由により収入が著しく減少したとき

● 保険料を滞納された場合には、左表のとおり、介護保険の保険給付に一定の制限が課せられますので、保険料の納め忘れにはご注意ください。

【相談窓口はこちら】
・ 保険料の賦課については、福祉保健課
☎ 83・2777

・ 保険料の納付相談については、住民課
☎ 83・2190

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

■ 第69回「社会を明るくする運動」

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」

〔行動目標〕

- ① 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう
- ② 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

〔重点事項〕

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、

① 出所者などの事情を理解したうえで雇用する企業の数を増やすこと
② 帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと
③ 薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること
④ 犯罪をした高齢者・障害者などが、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること
⑤ 非行少年が学びを継続できる環境を作ること

《保護司》

保護司は、犯罪や非行に陥った方の改善および更生を助けるとともに、犯罪の予防、青少年の非行防止などの地域社会の浄化活動に従事されています。町内の保護司はつぎの方々です。

- 大久保 雄 二 氏 (原)
- 木宮 憲 子 氏 (大丹波)
- 杉村 誠 二 氏 (常磐)
- 小峰 一郎 氏 (大氷川)
- 瀧島 肇 氏 (小丹波)
- 大澤 健 男 氏 (白丸)
- 佐久間 砂由利 氏 (丹三郎)
- 7月1日(月)午前7時からJR奥多摩駅横広場にてセレモニーを行い、その後、奥多摩駅前・古里駅前において、保護司、更生保護女性会、民生・児童委員の方々が、協力を呼びかけ、啓発物品を配布します。

【介護保険料を納めないでいると…】

■ 1年以上滞納すると

⇒利用者負担をいったん全額負担(申請後、保険給付分を払戻し)

■ 1年6か月以上滞納すると

⇒保険給付分の一部または全部が差し止め

■ 2年以上滞納すると

⇒利用者負担が1割から3割に変更
高額介護サービス費などが受給不可

社会を明るくする運動